

担当部署: あかびら市立病院

処分の概要	使用料及び手数料の徴収
例 規 名根 拠条項	あかびら市立病院使用料及び手数料条例 第1条
例 規 番 号	平成12年条例第9号

【根拠条文】

(趣旨)

第1条 あかびら市立病院の医療又は助産を受ける者に対しては、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。

【基準】

根拠条文及び第2条の規定による。

(使用料及び手数料の額)

- 第2条 使用料及び手数料の額は,健康保険法(大正11年法律第70号),国民健康保険法(昭和33年 法律第192号)及びその他の法令(以下「保険法令」という。)により算定した額とする。ただ し,労働者災害補償保険法の適用を受ける者は,労働者災害補償保険診療費の算定基準による 額とする。
- 2 前項の算定方法によりがたいものの使用料及び手数料の額は、次の各号に定めるもののほか、別表により算出した金額に消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第6号に掲げるものを除き100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (1) 各種自動車損害等保険診療に係るもの

点数表 1点当たり 30円以内

- (2) 健康診断に係るもの
- 点数表 1点当たり 10円
- (3) 前2号以外の診療に係るもの

点数表 1点当たり 13円

- 3 次の各号の一に該当する場合における使用料及び手数料の額は,前項の規定にかかわらず当 該各号に定めるところによる。
- (1) 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う健康診査等に係る使用料及び手数料の額は、当該契約において定められたところによる。
- (2) 本市住民の子弟であって、中学校又は高等学校の卒業時に進学又は就職のために必要な健康診断を行う際の健康診断料の額は、100分の70に相当する額とする。

備考

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



ID: 298

担当部署: あかびら市立病院

処分の概要	過料
例 規 名根 拠条項	あかびら市立病院使用料及び手数料条例 第5条
例 規 番 号	平成12年条例第9号

【根拠条文】

(過料)

第5条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者については,その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料を科する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	